

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して軽自動車税を賦課している。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①窓口や軽自動車協会での受付による車両の新規登録、名義変更及び廃車などの異動登録 ②軽自動車税の賦課及び減免 ③納税証明書、廃車届済証、廃車申告受付書及び標識交付証明書の発行 ④過誤納が発生した納税義務者への還付及び充当処理
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号※軽自動車税に関する事務では、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話0884-22-3804
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	阿南市総務部税務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話0884-22-1114
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 井上 正嗣	課長 桑村 申一郎	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 桑村 申一郎	課長 山脇 雅彦	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課	阿南市総務部総務課	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0884-28-9885	0884-22-3804	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 山脇 雅彦	税務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年10月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第20条第6号	第20条第6号及び第7号	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	8.監査	外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査 実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第24の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)なし (別表第2における情報照会の根拠)別表第2の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第6号及び第7号	番号法第19条第8号※軽自動車税に関する事務では、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	